令和８年（フ）第４９号
山形県鶴岡市湯温海字湯之尻288番地　柳原住宅Ｂ―214
債務者　佐藤　　恵
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第５５１号
栃木県宇都宮市峰２丁目11番19号
債務者　八百井和代
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２４５号
群馬県吾妻郡中之条町大字横尾2773番地
債務者　剱持有紀子
1　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１６５３号
横浜市都筑区大丸４番７―302号
債務者　小川　義広
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７３３号
神奈川県藤沢市高倉2483番地の44
債務者　川地　佳奈
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７６６号
横浜市磯子区滝頭３丁目１番33―509号
債務者　高橋　美幸
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７７０号
横浜市磯子区岡村一丁目19番38―２号
債務者　橋本　美咲（旧姓葛西）
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８６６号
神奈川県藤沢市村岡東２丁目17番地の３　星アパート２号室
債務者　池田ちな美
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８８１号
横浜市泉区上飯田町1331番地　市営上飯田団地42棟201号
債務者　佐藤　陽之
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８９０号
横浜市泉区上飯田町1331番地　市営上飯田団地38棟103号
債務者　桂木　真澄
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９４０号
横浜市瀬谷区阿久和西２丁目31番地８　牛木荘　１階
債務者　飯田　美香
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１１３号
横浜市中区吉田町３番地５　ＰＲＥＭＩＵＭＣＵＢＥ関内503
債務者　小菅　　望
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５６号
三重県松阪市櫛田町３番地９
債務者　小倉　舞美
1　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　津地方裁判所松阪支部

令和８年（フ）第５８号
三重県松阪市中央町628番地１　サザンハイツパート１　１―２
債務者　朴　　真琴こと乙部真琴
1　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　津地方裁判所松阪支部

令和８年（フ）第５９号
三重県松阪市久保町534番地７　スリーウッド２　202
債務者　派　千佳子
1　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　津地方裁判所松阪支部

令和８年（フ）第２４２号
香川県高松市屋島西町2310番地４　県住29―303
債務者　山下　孝二
1　決定年月日時　令和８年９月７日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２５７号
香川県高松市木太町3621番地８　エクセルコートⅡ　204
債務者　山口　朋之
1　決定年月日時　令和８年９月７日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
　　高松地方裁判所民事部破産・再生係